

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	感染症対策グループ
契約締結年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約者名	山梨大学医学部附属病院／白根徳洲会病院／韮崎市立病院／山梨厚生病院／富士温泉病院／加納岩総合病院／富士川病院／飯富病院／富士吉田医師会／富士吉田市立病院／山梨赤十字病院／上野原市立病院／大月市立中央病院／都留市立病院
契約名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する行政検査業務
契約金額 (税込み)	PCR検査：16,500円/件 抗原定量検査：8,184円/件
随意契約理由	<p>県では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、疫学調査の結果判明した患者の濃厚接触者や接触者について、症状の有無にかかわらず幅広く検査を実施している。</p> <p>この行政検査は、保健所が検体採取を行い、衛生環境研究所で検査することが基本である。しかし、本県では本年 4 月 19 日より、変異株による感染の連鎖を防ぐため、従前の検査対象である濃厚接触者・接触者だけでなく、変異株陽性者の濃厚接触者の家族まで行政検査の対象を拡大したことから、これまで以上に保健所や衛生環境研究所の負担は多大となるとともに、必要な検査を実施することができなくなる可能性がある。</p> <p>県と医療機関が本委託契約を締結することにより、医療機関においても行政検査を行うことができるようになり、必要な行政検査の迅速な実施が可能となる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、可能な限り検査体制を整備しておく必要があり、PCR 検査又は抗原定量検査が可能な医療機関であり、なおかつ、その医療機関の受け入れ患者以外の検査対象者を検査できる医療機関とはすべて契約を締結しておく必要がある。</p> <p>そのため、契約については地方自治法施行令第 167 条</p>

	の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、山梨県財務規則第137条関係運用通知の規定により、見積もり合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号